

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉市稲毛区山王町289番地1

氏名 株式会社 サン・クリーンサービス

代表取締役 山浦 良一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の2第1項~~ <sup>第14条第1項</sup> の許可を受けた者であることを証する

千葉市長 熊谷 俊



許可の年月日 平成29年12月1日

許可の有効年月日 令和4年11月30日

## 1. 事業の範囲

### (1) 業の区分

収集・運搬（積替・保管を含む。）

### (2) 取扱産業廃棄物の種類（積替・保管を含む。また「石綿含有産業廃棄物を含む」、「水銀使用製品産業廃棄物を含む」又は「水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

ア 汚泥（廃乾電池に限る）、イ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物（蛍光ランプに限る）を含む）、ウ 木くず、エ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物（蛍光ランプに限る）を含む）、オ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物（蛍光ランプに限る）を含む）、カ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む） 以上6品目

### (3) 取扱産業廃棄物の種類（積替・保管を除く。また「石綿含有産業廃棄物を含む」、「水銀使用製品産業廃棄物を含む」又は「水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

ア 燃え殻、イ 汚泥、ウ 廃油、エ 廃酸、オ 廃アルカリ、カ 紙くず、キ 繊維くず、ク 動植物性残渣 以上8品目

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地 千葉県千葉市花見川区大日町1283番の一部、1284番の一部  
（面積及び産業廃棄物の種類については別記1のとおり）

## 3. 許可の条件

別記2のとおり

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年12月1日 新規許可  
令和元年10月7日 変更届出（保管施設の変更）

## 5. 積替え許可の有無

市名 許可番号

## 6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・無 以下余白

## 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

## 別記1

- (1) 産業廃棄物の保管は(2)の場所で行うこと。  
 (2) 施設の種類、設置年月日、面積、数量及び所在地

施設の種類及び設置年月日	面積	数量	所在地
廃棄物保管施設 (がれき類) (平成29年10月3日)	保管面積 1.52 <sup>m</sup> <sup>2</sup> 保管容量 1.52 <sup>m</sup> <sup>3</sup> 保管高さ ———— 保管上限 1.52 <sup>m</sup> <sup>3</sup>	2	千葉県千葉市花見川区大日町1283番の一部、1284番の一部
廃棄物保管施設 (ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず) (平成29年10月3日)	保管面積 1.52 <sup>m</sup> <sup>2</sup> 保管容量 1.52 <sup>m</sup> <sup>3</sup> 保管高さ ———— 保管上限 1.52 <sup>m</sup> <sup>3</sup>	2	
廃棄物保管施設(廃乾電池に限る) (汚泥、金属くず) (平成29年10月3日)	保管面積 0.26 <sup>m</sup> <sup>2</sup> 保管容量 0.23 <sup>m</sup> <sup>3</sup> 保管高さ ———— 保管上限 0.23 <sup>m</sup> <sup>3</sup>	3	
廃棄物保管施設(次の品目は廃蛍光管に限る)、(水銀使用製品(蛍光ランプに限る)を含む) (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず) (平成29年10月3日)	保管面積 6.8 <sup>m</sup> <sup>2</sup> 保管容量 8.2 <sup>m</sup> <sup>3</sup> 保管高さ ———— 保管上限 8.2 <sup>m</sup> <sup>3</sup>	1	
廃棄物保管施設 (木くず) (平成29年10月3日)	保管面積 7.5 <sup>m</sup> <sup>2</sup> 保管容量 13.5 <sup>m</sup> <sup>3</sup> 保管高さ ———— 保管上限 13.5 <sup>m</sup> <sup>3</sup>	1	
廃棄物保管施設 (廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず) (平成29年10月3日)	保管面積 7.5 <sup>m</sup> <sup>2</sup> 保管容量 13.5 <sup>m</sup> <sup>3</sup> 保管高さ ———— 保管上限 13.5 <sup>m</sup> <sup>3</sup>	1	
廃棄物保管施設 (廃プラスチック類) (平成29年10月3日)	保管面積 7.5 <sup>m</sup> <sup>2</sup> 保管容量 13.5 <sup>m</sup> <sup>3</sup> 保管高さ ———— 保管上限 13.5 <sup>m</sup> <sup>3</sup>	2	
廃棄物保管施設 (廃プラスチック類、木くず、金属くず) (平成29年10月3日)	保管面積 7.5 <sup>m</sup> <sup>2</sup> 保管容量 13.5 <sup>m</sup> <sup>3</sup> 保管高さ ———— 保管上限 13.5 <sup>m</sup> <sup>3</sup>	1	
廃棄物保管施設 (廃プラスチック類、木くず、金属くず) (平成29年10月3日)	保管面積 13.8 <sup>m</sup> <sup>2</sup> 保管容量 27.6 <sup>m</sup> <sup>3</sup> 保管高さ ———— 保管上限 27.6 <sup>m</sup> <sup>3</sup>	1	
廃棄物保管施設 (金属くず) (平成29年10月3日)	保管面積 13.8 <sup>m</sup> <sup>2</sup> 保管容量 27.6 <sup>m</sup> <sup>3</sup> 保管高さ ———— 保管上限 27.6 <sup>m</sup> <sup>3</sup>	1	
廃棄物保管施設(次の品目は廃ペットボトル、空きカン、空きビンに限る) (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず) (令和元年9月30日)	保管面積 7.5 <sup>m</sup> <sup>2</sup> 保管容量 13.5 <sup>m</sup> <sup>3</sup> 保管高さ ———— 保管上限 13.5 <sup>m</sup> <sup>3</sup>	4	

## 別記2

- (1) 他の収集・運搬業者の搬入は認めないこと。また、搬出に際しても自らが行うこと。  
 (2) 産業廃棄物の保管は別記1に掲げる廃棄物の種類ごとに定められた保管施設において、飛散・流出しないように保管すること。